

### 第3次あいち地震対策アクションプラン【建設部門地震対策ロードマップ】

凡例 :ハード対策(耐震化等の実施) :ハード対策の準備期間(調査・設計等) :ソフト対策

柱	サブ	番号	アクション項目 (★印は重点項目)	概要	対策内容 (優先対策区間の考え方) [ ]書きは2015年度～2022年度の完了実績	課室	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	
1	1	1	住宅の耐震化の促進 ★	住宅の耐震診断、耐震改修の補助を行い耐震化を促進するとともに、住宅の段階的耐震改修や耐震シェルター整備への補助を行い、減災化も促進します。また、耐震化について、県民に対する啓発活動を行います。	【2015～2024】 ●民間住宅の耐震診断費補助 130,000戸 ●民間住宅の耐震改修費補助 17,000戸	住宅計画課											
1	1	2	建築物の耐震化の促進 ★	不特定多数の者や避難に配慮を必要とする者が利用する大規模建築物や、避難路沿道建築物への耐震診断・耐震改修補助を実施し、耐震化を促進します。また、建築物の耐震化について所有者等への啓発活動を行います。耐震診断義務付け建築物である多数の者が利用する大規模建築物等や防災上重要な建築物及び通行障害既存耐震不適格建築物で、耐震性が不十分なものに対して、耐震改修補助を実施し、耐震化を促進します。	【2015～2024】 ●民間建築物の耐震診断費補助 1,100棟 ●民間建築物の耐震改修費補助 60棟	住宅計画課											
1	1	3	県有施設の耐震改修の推進 ★	県有施設の構造体の耐震改修を推進します。	●耐震改修 非木造・200㎡以上の建築物のうち、Is値が0.6未満の一般県有施設 16棟 [15棟] (残り1棟はあり方検討施設となり除外) 【2015年度完了】	公共建築課											
1	1	7	建築物の非構造部材等の耐震対策の促進	市町村や関係団体と連携し、必要な情報提供等を行うことにより、建築物の天井、外装材等の非構造部材とブロック塀等の付属物の耐震対策を促進します。	・民間建築物のブロック塀に係るパトロールの実施、所有者への普及・啓発 [毎年度実施] ・ブロック塀等の除却・改修費等補助 [2020 : 9,418,96m] ・関係法令や市町村の補助制度、改修方法等の情報提供を随時実施 [毎年度実施]	住宅計画課 建築指導課											
1	1	8	県有施設の非構造部材等の耐震対策の推進	県有施設の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震化を推進します。また、必要な技術的支援を得ながら、施設の天井の脱落防止措置及び外壁の落下防止措置等を計画的に実施するとともに、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進します。	●特定天井脱落対策 11施設17室 [9施設12室] ●天井・外壁等落下防止対策に関する説明会・研修会開催 1回/年 [毎年度各1回]	公共建築課											
1	1	16	危険な空き家の除却等への支援	市町村が行う危険な空き家の除却や空家等対策計画の策定を支援します。	【2017～】 ・連絡会議の開催、情報提供 [毎年度実施] ・不良住宅等除却費補助 [1134棟] ・空家住宅等改修費補助 [14棟] ・空家等対策計画の策定支援 [2021年3月末現在 : 46市町]	住宅計画課											
1	1	17	超高層建築物等における長周期地震動対策の促進	超高層建築物等は、長周期地震動に共振して大きく揺れることが懸念されるため、既存の超高層建築物等の所有者等に対して自主的な検証や必要に応じた補強等の措置を促します。	【2018～2020】 ・構造設計者が集まる会議でリーフレットを配布 [毎年度実施] ・既存建築物の所有者等へリーフレットを配布 [毎年度実施] 【2021～】 ・既存建築物の所有者等へリーフレットを配布	建築指導課											
1	2	6	津波災害警戒区域内の避難促進施設(要配慮者利用施設)における避難確保計画の作成等の促進	「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき指定した津波災害警戒区域において、市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等を促進します。	【2021 : アクション項目を追加】 ・毎年1回、県内すべての市町村の防災関係課室で構成する要配慮者利用施設避難確保計画作成等推進会議を開催	河川課											

※1 : アクション項目、概要及び対策内容の「●・・・」はアクションプランに記載されている内容を表記している。  
 ※2 : 対策内容(優先対策区間含む)の延長等はこれまでの点検等から設定しており、今後の実施に向けた調査設計などにより更新する場合がある。

柱	ページ	番号	アクション項目 (★印は重点項目)	概要	対策内容 (優先対策区間の考え方) [ ]書きは2015年度～2022年度の完了実績	課 室	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
							(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	(R5)	(R6)	
1	2	7	河川・海岸堤防の耐震化等の推進 ★	津波等により浸水することを防ぐため、堤防等の耐震化を推進します。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進します。	●河川堤防の耐震化 47.6km [34.1km] ①地震直後に浸水が始まり、住民の避難時間の確保が困難な区間 (12.7km [11.5km]) ②水門・堤防の耐震化と連携して実施する区間 (27.0km [18.9km]) ③上記以外 (7.9km [3.7km])	河川課	①整備計画策定/変更・調査・設計等										
					①実施												
					②③整備計画策定/変更・調査・設計等												
					●建設海岸堤防の耐震化 20.7km [8.2km] ①地震直後に浸水が始まり、住民の避難時間の確保が困難な区間 (12.8km [5.8km]) ②水門・堤防の耐震化と連携して実施する区間 (5.2km [1.7km]) ③上記以外 (2.7km [0.7km])		①調査・設計等										
					①実施												
					②調査・設計等												
					②実施												
					③調査・設計等												
					③実施												
					●建設海岸堤防の補強・補修 5.0km [4.7km] ①機能低下が著しい区間及び事業継続区間 (2.9km [3.5km]) ②上記以外 (2.1km [1.2km])		①調査・設計等										
					①実施												
					②調査・設計等												
					②実施												
1	2	8	港湾・漁港の海岸堤防の耐震化等の推進 ★	津波等により浸水することを防ぐため、堤防等の耐震化及び新設を推進します。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進します。	●港湾海岸堤防の耐震化 2.9km [2.4km] ①地震直後に浸水が始まり、住民の避難時間の確保が困難な区間 (1.0km [0.9km]) ②水門・堤防の耐震化と連携して実施する区間 (1.9km [1.5km])	港湾課	①調査・設計等										
					①実施												
					②調査・設計等												
					②実施												
					●漁港海岸堤防の耐震化 3.4km [2.6km] ①地震直後に浸水が始まり、住民の避難時間の確保が困難な区間 (1.6km [1.41km]) ②水門・堤防の耐震化と連携して実施する区間 (0.6km [0.51km]) ③上記以外 (1.2km [0.67km])		①実施										
					②調査・設計等												
					②実施												
					③調査・設計等												
					③実施												
					●港湾海岸堤防の補強・補修 0.9km [0.6km] ①機能低下が著しい区間及び事業継続区間 (0.7km [0.6km]) ②上記以外 (0.2km [0.0km])		①調査・設計等										
					①実施												
					②調査・設計等												
					②実施												
					●漁港の津波対策施設の新規設置 1.4km [0.3km]		調査・設計等										
					実施												

※1：アクション項目、概要及び対策内容の「●・・・」はアクションプランに記載されている内容を表記している。  
 ※2：対策内容(優先対策区間含む)の延長等はこれまでの点検等から設定しており、今後の実施に向けた調査設計などにより更新する場合がある。

柱	ページ	番号	アクション項目 (★印は重点項目)	概要	対策内容 (優先対策区間の考え方) [ ]書きは2015年度～2022年度の完了実績	課 室	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
							(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	(R5)	(R6)
1	2	9	河川・海岸の水門・排水機場等の耐震化の推進 ★	河川の河口部や海岸にある水閘門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進します。また、排水機場については、地震後の地域の排水機能を確保するため耐震補強を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川の水門・排水機場等の耐震化 27施設 [13施設] <ul style="list-style-type: none"> <li>①半島先端部など津波の到達時間が早い施設や、ゼロメートル地帯など地震後の高潮や洪水による甚大な被害が想定される地域の施設 (13施設 [9施設])</li> <li>②堤防の耐震化と連携して実施する施設 (2施設 [0施設])</li> <li>③上記以外 (12施設 [4施設])</li> </ul> </li> <li>●建設海岸の水門等の耐震化 20基 [8基] <ul style="list-style-type: none"> <li>①半島先端部など津波の到達時間が早い施設や、ゼロメートル地帯など地震後の高潮や洪水による甚大な被害が想定される地域の施設 (11基 [5基])</li> <li>②堤防の耐震化と連携して実施する施設 (2基 [2基])</li> <li>③上記以外 (7基 [1基])</li> </ul> </li> </ul>	河川課	①②整備計画策定/変更・調査・設計等									
							①実施									
							②実施									
							③整備計画策定/変更・調査・設計等									
							③実施									
							①整備計画策定/変更・基本方針策定・調査・設計等									
①実施																
②基本方針策定・調査・設計等																
②実施																
③調査・設計等																
③実施																
1	2	10	河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進 ★	津波の到達時間が短い地域等における河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●港湾海岸の水門等の耐震化 18基 [14基] <ul style="list-style-type: none"> <li>①半島先端部など津波の到達時間が早い施設や、ゼロメートル地帯など地震後の高潮や洪水による甚大な被害が想定される地域の施設 (4基 [4基])</li> <li>②堤防の耐震化と連携して実施する施設 (14基 [10基])</li> </ul> </li> <li>●漁港海岸の水門等の耐震化 32基 [15基] <ul style="list-style-type: none"> <li>①半島先端部など津波の到達時間が早い施設や、ゼロメートル地帯など地震後の高潮や洪水による甚大な被害が想定される地域の施設 (1基 [1基])</li> <li>②堤防の耐震化と連携して実施する施設 (14基 [6基])</li> <li>③上記以外 (17基 [8基])</li> </ul> </li> </ul>	港湾課	①整備計画変更・基本方針策定・調査・設計等									
							①実施									
							②基本方針策定・調査・設計等									
							②実施									
							①実施									
							②調査・設計等									
②実施																
③調査・設計等																
③実施																
1	2	10	河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進 ★	津波の到達時間が短い地域等における河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化 3施設 [1施設]</li> <li>●建設海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化 12施設 [4施設] <ul style="list-style-type: none"> <li>①半島先端部など津波の到達時間が早い施設や、ゼロメートル地帯など地震後の高潮や洪水による甚大な被害が想定される地域の施設 (8施設 [3施設])</li> <li>②堤防の耐震化と連携して実施する施設 (該当なし)</li> <li>③上記以外 (4施設 [1施設])</li> </ul> </li> <li>●港湾海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化 5施設 [3施設] <ul style="list-style-type: none"> <li>①半島先端部など津波の到達時間が早い施設や、ゼロメートル地帯など地震後の高潮や洪水による甚大な被害が想定される地域の施設 (3施設 [2施設])</li> <li>②堤防の耐震化と連携して実施する施設 (2施設 [1施設])</li> </ul> </li> <li>●漁港海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化 10施設 [10施設] <ul style="list-style-type: none"> <li>①半島先端部など津波の到達時間が早い施設や、ゼロメートル地帯など地震後の高潮や洪水による甚大な被害が想定される地域の施設 (9施設 [9施設])</li> <li>②堤防の耐震化と連携して実施する施設 (該当なし)</li> <li>③上記以外 (1基 [1基])</li> </ul> </li> </ul>	河川課 港湾課	調査・設計等									
							実施									
							①調査・設計等									
							①実施									
							③調査・設計等									
							③実施									
							①調査・設計等									
							①実施									
							②調査・設計等									
							②実施									
							①調査・設計等									
							①実施									
③調査・設計等																
③実施																

※1：アクション項目、概要及び対策内容の「●・・・」はアクションプランに記載されている内容を表記している。  
※2：対策内容(優先対策区間含む)の延長等はこれまでの点検等から設定しており、今後の実施に向けた調査設計などにより更新する場合がある。

柱	ターゲット	番号	アクション項目 (★印は重点項目)	概要	対策内容 (優先対策区間の考え方) [ ]書きは2015年度～2022年度の完了実績	課 室	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
1	3	1	災害に強い街づくりを支える土地区画整理事業の促進	避難・延焼遮断空間を確保する土地区画整理事業を促進します。	●既成市街地等における土地区画整理事業の整備面積 510ha [523ha]	都市整備課	実施									
1	3	2	市街化区域内の公園緑地整備の推進	火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保するため、市街化区域内の公園緑地整備を推進します。	●3公園（大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地）の用地取得 1.4ha [2.57ha]	公園緑地課	実施									
1	3	3	密集市街地等の防災上危険な市街地の整備の促進 ★	地震時等に著しく危険な密集市街地について、老朽建築物等の除却や小規模な道路整備を促進すること等により、改善を促進します。	●「地震時等に著しく危険な密集市街地」（愛知県内104ha）を概ね解消 [2.5ha(2.4%)を住宅市街地整備事業等により解消] 【2020年度完了※】 ※残り101.5haについては他事業の実施等により事業目的を達成・市街地再開発事業等にて密集市街地解消を実施 [12地区完了]	住宅計画課	実施									
1	4	1	土砂災害対策の推進 ★	地震等により発生する土砂災害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設等の整備を推進するとともに、土砂災害の危険がある区域を明らかにするため、土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査を推進します。 また、民間住宅・建築物の土砂災害対策に係る改修への補助を行います。	●急傾斜地崩壊防止施設の整備 53箇所 [31箇所] ①要配慮者利用施設(重要)がある箇所 (9箇所 [0箇所]) ②要配慮者利用施設(一般)、避難所等がある箇所 (①を除く) (44箇所 [31箇所])	砂防課	①②調査・設計等									
					●土石流対策施設の整備 59箇所 [43箇所] ①重要交通網、要配慮者利用施設(重要)がある箇所 (13箇所[3箇所]) ②要配慮者利用施設(一般)、避難所等がある箇所 (①を除く) (46箇所 [40箇所])		①実施									
					●地すべり防止施設の整備 1箇所 [1箇所] 【2019年度完了】		②実施									
					●土砂災害警戒区域等の基礎調査 9,400箇所 [9,400箇所] 【2019年度完了】		①②調査・設計等									
					●民間住宅・建築物の土砂災害対策改修費の補助 【2017年度制度創設】		①実施									
							②実施									
1	4	7	大規模盛土造成地における宅地の耐震化の促進 ★	大規模盛土造成地の分布状況、規模及び安全性を把握し、宅地の耐震化を促進します。	●大規模盛土造成地分布図の公表率 100% [100%] 【2019年度完了】 ・市町村事業（変動予測調査）の支援	建築指導課	分布図のとりまとめ・公表									
							市町村事業の支援									
1	11	1	緊急輸送道路等の整備の推進	救助活動や物資輸送などを着実に実施するために緊急輸送道路等の整備を推進します。特にゼロメートル地帯等甚大な被害の恐れのある地域や中山間地域等では、道路網の充実に努めます。	●緊急輸送道路整備等の整備 107.9km [53.1km]	道路建設課 都市整備課	実施									
1	11	2	緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の推進 ★	緊急輸送道路等における重要な橋梁について、橋梁本体の耐震補強を推進します。特に、ゼロメートル地帯等橋梁取付部の沈下のおそれがある地域においては、段差対策を推進します。	●橋梁の耐震化 40橋 [30橋] ①第2次アクションプラン継続橋梁(9橋[7橋]) ②第1次緊急輸送道路橋梁(19橋[14橋]) ③鉄道本線及び緊急輸送道路を跨ぐ橋梁(5橋[4橋]) ④上記以外の跨線橋、跨道橋(7橋[5橋])	道路維持課	①～④調査・設計・協議等									
					●段差対策の実施		①実施									
					②実施											
					③実施											
					④実施											
							段差対策 調査・設計・実施									
1	11	3	臨港道路橋梁の耐震化の推進 ★	臨海部における救助活動や緊急物資の輸送などを着実に実施するとともに、港湾の物流機能の途絶を防ぐため、主要な橋梁の耐震化を推進します。	●臨港道路橋梁の耐震化 3橋 [3橋] 【2019年度完了】 ●臨港道路橋梁の耐震化に向けた調査 1橋	港湾課	調整等									
							実施									
1	11	4	県営名古屋空港の機能維持に必要な施設の耐震化の推進 ★	県営名古屋空港の機能維持に必要な施設の耐震化を推進します。	●耐震補強工事の実施 3箇所 [3箇所]	航空空港課	実施									

※1：アクション項目、概要及び対策内容の「●・・・」はアクションプランに記載されている内容を表記している。  
 ※2：対策内容(優先対策区間含む)の延長等はこれまでの点検等から設定しており、今後の実施に向けた調査設計などにより更新する場合がある。

柱	ページ	番号	アクション項目 (★印は重点項目)	概要	対策内容 (優先対策区間の考え方) [ ] 書きは2015年度～2022年度の完了実績	課 室	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
							(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	(R5)	(R6)	
2	6	1	被災建築物応急危険度判定士の養成とその実施体制の整備	被災建築物応急危険度判定士を養成するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進します。	●判定士の養成・登録 10,000人程度 [2022年3月末現在: 9,151人] ・応急危険度判定士養成講習会の実施 [6回/年]	住宅計画課	養成講習会・模擬訓練										
2	6	2	被災宅地危険度判定士の養成とその実施体制の整備	大規模な地震等の災害により被災した宅地について、二次災害の危険性があるかどうかを判断する被災宅地危険度判定士を養成し、被災宅地危険度判定の実施体制の整備を推進します。	●判定士養成講習会を実施し、判定士人数(800人)を維持 [2022年4月1日現在: 1,814人] ●調整員机上訓練を実施し各市町村 1人以上の調整員を養成 [毎年度:調整員養成講習会の実施]	建築指導課	養成講習会・調整員机上訓練										
2	7	1	応急仮設住宅建設に係る体制の整備	応急仮設住宅の建設候補地及び「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」の見直しを行うとともに、応急仮設住宅の建設に係る市町村との連絡体制の確認、候補地台帳の更新、模擬訓練を実施することにより、被災時の応急仮設住宅建設を円滑に実施するための体制の整備を推進します。	●応急仮設住宅建設候補地の確保 30,191戸分 [42,686戸分] ●応急仮設住宅建設模擬訓練の実施 1回/年 [毎年度:各1回]	公営住宅課	応急仮設住宅建設候補地の確保・候補地台帳の更新 訓練・マニュアルの見直し										
2	7	2	公共賃貸住宅への一時入居に係る体制の整備	発災時に迅速に被災者へ住居を提供するために、公的団体と情報交換を行い、常時、空家を把握することにより、被災時の一時入居に係る体制整備を推進します。	・公的団体と情報交換を行い、空家を把握 [毎年度実施]	県営住宅管理室	運用マニュアルの策定	マニュアルの見直し・連絡体制の整備及び周知									
2	7	3	賃貸型応急住宅の提供に係る体制の整備	賃貸型応急住宅の提供に係る運用マニュアルの作成を推進します。	・マニュアルの検討 [マニュアル案作成、関係機関協議中]	県営住宅管理室	運用マニュアルの策定・周知及び見直し										
2	7	4	(昭和56年以前建設の)公営住宅の整備の推進	昭和56年以前建設の公営住宅の建替工事及び長寿命化改善工事を実施します。	【2021:アクション項目を追加】 ●県営住宅の建替工事の推進:1750戸(2025年度末参考) [2020年度～2022年度 860戸] ●県営住宅の長寿命化改善工事の推進:875戸(2025年度末参考) [2020年度～2022年度 1,056戸]	公営住宅課	実施										
3	1	9	被災時における県有施設の継続使用に係る体制の整備	講習会の実施により、県有施設の管理者が、管理する施設の応急危険度判定を自ら実施するための体制を整備します。	・施設管理を行う行政職員に対し講習会を実施 [6回/年]	住宅計画課	講習会の実施										
3	3	4	流域下水道施設の耐震化の推進	広範にわたる下水処理機能を確保するため、処理場施設及び幹線管きょ施設の耐震化、非常時の電源確保を推進します。	●流域下水道における水処理機能及び汚泥処理機能の確保のための処理場施設の耐震化 53施設 [29施設] ①作業員が常駐する建築構造物の耐震化(16施設 [12施設]) ②水処理機能及び汚泥処理機能の確保のための耐震化(37施設 [17施設])	下水道課	①②調査・設計等 ①実施 ②実施										
					●流域下水道における重要管きょの流下機能確保のための管きょ施設の耐震化 0.9km [0.9km] 【2017年度完了】		実施										
					●流域下水道における非常用自家発電設備の整備 11施設 [10施設]	調査・設計等 実施											
3	3	5	流域下水道BCPの充実	迅速な下水処理機能の回復を図るため、訓練等により流域下水道事業継続計画(流域下水道BCP)の充実を図ります。	・流域下水道BCPの継続的な改善による充実 [毎年度:情報伝達訓練を実施] [2015:地震時対応マニュアルの統合] [2016～2019:災害時に関する要領を改定] [2017:日本下水道事業団との災害時協定を締結] [2020:BCP(地震・津波、水害編)へ改定]	下水道課	訓練・改善の実施										

※1:アクション項目、概要及び対策内容の「●・・・」はアクションプランに記載されている内容を表記している。  
 ※2:対策内容(優先対策区間含む)の延長等はこれまでの点検等から設定しており、今後の実施に向けた調査設計などにより更新する場合がある。

柱	ネットワーク番号	アクション項目 (★印は重点項目)	概要	対策内容 (優先対策区間の考え方) [ ]書きは2015年度～2022年度の完了実績	課室	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
3	4	1	緊急輸送道路の防災対策の推進	防災拠点となる市町村役場に至る緊急輸送道路のうち優先度の高い落石等危険箇所の対策工事を実施し、緊急輸送道路の防災対策を推進します。	道路維持課	●落石等危険箇所対策 140箇所 [113箇所] 斜面高が大きく急勾配で、想定される被害規模が大きく、定期点検の結果、変状が確認されるなど直ちに対策が必要な箇所を優先して対策する。 調査・設計等 実施									
3	4	2	無電柱化の推進	電柱倒壊による災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上を図るため、無電柱化を推進します。	道路維持課 都市整備課	●無電柱化整備 11.8km [10.12km] ・緊急輸送道路における新設電柱の道路占用の制限 [2018: 制限区域の指定(県が定める地域防災計画部分)] [2023: 制限区域の追加(市町村が定める地域防災計画部分)] 実施									
3	4	3	港湾施設の耐震化の推進	災害時の緊急輸送を確保する海上輸送基地として、耐震強化岸壁の整備を推進します。また、大型荷役機械の耐震化など、災害時の港湾物流機能の確保策を検討します。	港湾課	●田原ふ頭の耐震強化岸壁の耐震化 1基[0基(事業中)] ●神野地区ガントリークレーンの耐震化 1基[1基] 設計 実施 調査・設計 実施									
3	4	4	港湾BCPに基づく事前対策及び港湾BCPの充実	衣浦港、三河港の港湾機能継続計画(港湾BCP)に基づき、情報通信基盤整備の検討、航路啓開計画の策定、避難場所の確保などの事前対策を推進し、対策会議の設置や訓練の実施により、港湾BCPの充実を図ります。	港湾課	●港湾BCPの充実 3港(2015年～2023年) 協議会の開催・訓練									
3	4	5	緊急輸送道路ネットワーク計画の見直し	社会情勢その他の変化に合わせて、防災拠点等を結ぶ緊急輸送道路ネットワーク計画を見直し、地震発生後の緊急輸送の確保を推進します。	道路維持課	・緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会を開催 [2017, 2019] ・緊急輸送道路を見直し [2016, 2017, 2020] ネットワークの見直し									
3	6	5	漁港施設の耐震・耐津波強化対策の推進・促進	主要な漁港の防波堤や岸壁についての耐震、耐津波強化対策を行うとともに、津波が防波堤や岸壁を越えた場合に、全壊しにくくするための粘り強い構造への強化等を推進・促進します。	港湾課	●漁港施設(県管理)の耐震・耐津波強化対策 11施設 [8.1施設] ①老朽化の著しい施設・離島における連絡船発着岸壁(2施設 [2施設]) ②その他の施設(9施設 [6.1施設]) ①実施 ②調査・設計等 ②実施									
4	1	3	事前復興まちづくりの取組の促進	地域住民と市町村との協働による事前復興まちづくりの取組を促進させるため、「事前復興の取組に関するガイドライン(案)」及び「事前復興まちづくり模擬訓練」の内容の充実、周知を図ります。	都市計画課	●訓練プログラムの策定【2015年度完了】 ●訓練プログラムの見直し ●事前復興に関する勉強会の実施 [2018, 2019] ・模擬訓練の普及啓発のための研修会の実施 [2016～2022] 訓練プログラムの策定 訓練の普及啓発									
4	1	4	震災復興都市計画模擬訓練の実施	被災後、迅速かつ円滑に都市の復興を図るため、県・市町村職員向けの震災復興都市計画模擬訓練を実施します。	都市計画課	●訓練の実施 1回/年[2015～2022: 各1回] 訓練									
4	1	5	地籍整備の推進	被災後の迅速な復旧・復興を図るため、地籍整備を推進します。	都市計画課	●地籍整備の推進 全市町村 [市町村所管の調査事業の実施(2022): 18市町] ●地籍調査を実施する市町村への支援・協力 [地籍整備に向けた講習会・研修会の実施] ●県が実施する用地の測量成果について、原則、地籍調査と同等の成果を得られる19条5項指定申請を実施 地籍整備の推進、市町村への支援・協力									
4	3	1	被災住宅の応急修理に係る体制の整備	被災住宅の応急修理を的確かつ迅速に実施できる体制と日常的準備を行います。	住宅計画課	●応急修理に関するマニュアル・応急修理業者名簿の更新・配布 [毎年度実施] マニュアル・名簿の更新・配布									
5	1	26	防災まちづくりの啓発活動の推進	市町村や大学、関係団体と連携し、地震時の被害を減少させる防災まちづくりを促進するための啓発活動を行います。	住宅計画課	●県政お届け講座や講演会、研修会などの啓発活動の実施 5回程度/年 [2015～2022: 5～8回/年] 啓発活動									
5	2	10	広域避難場所等となる公園緑地整備の推進	広域避難場所等となる都市公園の整備を推進します。	公園緑地課	●広域避難場所等となる県営都市公園(大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地、尾張広域緑道、東三河ふるさと公園、愛・地球博記念公園、油ヶ淵水辺公園の7公園)の供用面積の拡大 93ha [32.1ha] 実施									
5	3	14	災害対策用ドローン(小型無人機)の活用	庁舎、道路や橋梁などのインフラ等に対する災害時の状況確認において、ドローンをはじめとしたICT技術を活用するなど、効果的な実施手法について、国や他自治体の動向を踏まえて検討します。	建設企画課	【2021: アクション項目を追加】 ・ドローンを活用した災害対応力向上システムの構築に向けた調査・検討 調査・検討 開発									

※1: アクション項目、概要及び対策内容の「●・・・」はアクションプランに記載されている内容を表記している。  
 ※2: 対策内容(優先対策区間含む)の延長等はこれまでの点検等から設定しており、今後の実施に向けた調査設計などにより更新する場合がある。